

令和5年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題Ⅰ】

甲は、日本国内の照明器具メーカーである。乙は工業デザイナーであり、新規なフロアランプの意匠イを創作し、その試作品を完成させた。乙は、意匠イに係るフロアランプを売り込むために、その試作品を持参して甲を訪問した。

甲と乙は協議の上、甲が意匠イに係る意匠登録出願を行うとともに、当該フロアランプの製造販売を行うこととした。そこで、乙は意匠イに係る意匠登録を受ける権利を甲へ譲渡した。

その後、甲は、意匠イについて日本国を指定締約国に含むハーグ協定のジュネーブ改正協定に規定する国際出願Aを行ったところ、当該出願Aは国際登録され国際公表された。

以上の事実を前提として、意匠法上の根拠条文や関連する条約の規定を提示しつつ、以下の設問に答えよ。

(1) 乙は、意匠イに係る意匠登録を受ける権利を甲へ譲渡した後、甲に無断で、国際登録の日の1週間前に日本国内で開催された照明の見本市に当該フロアランプの試作品を乙名義で出品した。そのため、当該見本市の会場で頒布されたパンフレットに当該フロアランプの試作品の写真が掲載された。このような状況の下、日本国特許庁は、意匠イと「当該見本市パンフレットに掲載されたフロアランプに係る意匠」(本件公知意匠)とが同一であるという内容の拒絶を国際事務局に通報した。その後、甲は、その拒絶の通報の写しを国際事務局から受領した。

甲は、意匠イについて意匠登録を受けるために、日本国特許庁に対しどのような対応を行うべきか、説明せよ。

(2) 出願Aの国際公表後、照明器具メーカーである丙は、意匠イと類似する意匠ロを独自に創作した。その後、丙は、日本国内において意匠ロに係るフロアランプの製造販売を開始した。未だ意匠イに係る意匠権の設定の登録がされていない状況の下、甲が丙に対して行使しうる意匠法上の権利について、行使にあたって留意すべき事項を含めて説明せよ。

(3) 意匠イに係る意匠権の設定登録後、X国において照明機器の製造販売事業を開始した丁が、意匠イと類似する意匠ハに係るフロアランプを製造販売し、配送業者を介してX国から日本国内の消費者に対して直接送付した。

丁の前記行為について意匠イに係る意匠権の侵害が成立するか、属地主義の原則に言及した上で説明せよ。

なお、丁による譲渡または譲渡の申出は日本国内では行われていないものとする。

【55点】
(次頁に続く)

【問題Ⅱ】

甲は、令和3年4月1日に建築物たる、大規模リゾートホテルに係る意匠イを創作した。甲は、意匠イに係るホテルの設計図や仕様書（以下、「設計図等」という。）を作成したうえで、令和4年4月1日にホテルの新築工事を依頼する業者を選定すべく複数の業者に守秘義務を付したうえで設計図等を提示した。その後、甲はすみやかに1社を選定し、ホテルの建築工事を依頼した。甲と選定された業者はホテルの建築工事に関する打合せを定期的に行い、選定された業者は打ち合わせ内容に基づいて資材等を購入し、当初想定していたスケジュール通り、令和5年6月1日から意匠イに係るホテルの建築工事を開始した。ホテルは令和6年12月31日に完成する予定である。

これに対し、乙は、建築物たるホテルに係る意匠ロを独自に創作し、令和4年5月1日に意匠ロの意匠登録出願をし、意匠ロは令和5年5月1日に設定登録された。意匠イ及び意匠ロは類似する。

甲は、令和5年7月1日に、意匠イの実施が意匠ロに係る意匠権を侵害するものとして、乙から意匠イに係るホテルの建築差止めの警告を受けた。

甲は、意匠イに係るホテルの建築を継続したいことから、D特許事務所に上記の経緯を相談した。

【設問】

(1) 令和元年意匠法改正により、意匠登録を受けることができる意匠に建築物が追加された経緯を説明した上で、建築物の意匠が意匠法第3条第1項柱書の「工業上利用することができる」意匠であると解される理由について説明せよ。

(2) 先使用権が意匠法に設けられた意義を簡潔に述べた上で、甲の令和4年4月1日の設計図等を提示した行為が意匠法第29条の「事業の準備」に該当すると主張するための論拠を、以下の会話を踏まえて説明せよ。

(会話)

弁理士：いろいろ調べてみたところ、登録意匠ロに係る意匠権には無効理由はなさそうですね。

次に、先使用権についても検討してみましょう。今回は設計図等を業者に提示していた令和4年4月1日の時点で「事業の準備」をしていたものとして、意匠法第29条の先使用権の主張をすることが考えられます。この「事業の準備」の解釈について、製鉄工場の設備に関する特許の事案になりますが、先使用権のリーディングケースである「ウォーキングビーム式加熱炉事件」（最判昭和61年10月3日判決）があります。

甲：その判決では、「事業の準備」についてどのように示されているのでしょうか。

弁理士：この判決では、「事業の準備」の解釈として、「いまだ事業の実施の段階には至らないものの、即時実施の意図を有しており、かつ、その即時実施の意図が客観的に認識される態様、程度において表明されていることを意味すると解するのが相当である」と（次頁に続く）

判示されています。この判決は、意匠法第 29 条の解釈にも適用できると考えます。

甲：建築工事の開始より 1 年以上前の行為であっても「即時実施の意図を有しており、かつ、その即時実施の意図が客観的に認識される態様、程度において表明されている」と言い得るのでしょうか？

弁理士：設計図等を複数の業者に提示してから 1 年以上経った後に、意匠の実施に当たる建築をする行為が開始されていますが、本件意匠イの性質を考えれば、今回の事案では言えると思います。その論拠は・・・(以下、解答)。

(会話以上)

【45点】